主 文

本件抗告を棄却する。抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

本件即時抗告の趣旨および理由は別紙の通りである。

当裁判所も原審と同様に相手方の執行停止申請を相当と認めるものであつて、その理由は次の通り付加するほか、原決定の説示する通りであるから、これをここに引用する。(但し、原判決三枚目、記録一六三丁表一〇行目「A」の後に「ならびにB」を加え、原判決五枚目、記録一六五丁一表一〇行目の「圧例的」を「圧倒的」と訂正する)。

なるほど疏乙第一四ないし乙第一六号証によれば、相手方Cの急性肝炎および低色素性貧血症はほぼ治療したものと判断されるが、ノイローゼ症状は依然継続し、収容送還を執行すれば、これが悪化することは容易に推察される。そればかりでく、本案訴訟の確定まではなお相当の日時を要するものと考えられるところ、それに先立ち収容送還を執行するとなれば、従来夫婦親子そろつて睦じく生活していたのに、これを引きさくこととなり、相手方Dが八才、相手方Aが五才また、Bが一才の幼児であることを考えるとその精神面に与える悪影響は甚大なものであろうし、又相手方Cについても夫との間をさかれ、そのノイローゼ症状の故に夫婦関係の破壊を招来するおそれが充分に考えられる。

なお抗告人は少くとも収容処分の執行はこれを停止すべきでないと主張する。もうとより抗告人の勝訴の場合に備えて、相手方の身柄を確保する必要はあるによるにから、ないとを独立して、相手方を拘禁するが、抗告人に変しても、、ならにではならずして、ならなが、ないではないのである。然のでは、ないである。然のである。然のである。然のである。然のでは、ないである。ないである。ないである。ないである。ないである。ないである。ないである。ないである。ないである。とこれである。とは、これである。とは、これである。とは、これである。とは、これである。とは、これである。というである。というである。というである。というである。と、本件は弾力的な行政の作用を俟つまでもなく、本件は弾力的な行政の作用を俟つまでもなく、本件は弾力的な行政の作用を俟つまでもなく、本件は弾力的な行政の作用を俟つまでもなく、本件は弾力的な行政の作用を俟つまでもなく、本件は弾力的な行る。と、本件は弾力的な行る。

以上の次第で本件即時抗告は理由がないのでこれを棄却することとし、主文の通り決定した。

(裁判官 室伏壮一郎 園部秀信 森綱郎)

(別紙)

抗告の趣旨

(主たる申立て)

原決定は、これを取り消す。

相手方らの本件各退去強制令書発付処分の執行停止の申立ては、いずれもこれを却下する。

申立費用は、第一、二審ともこれを相手方らの負担とする。

(予備的申立て)

原決定を次のとおり変更する。

抗告人が相手方らに対してなした昭和四二年五月九日附第一五九号、第一六〇号、第一六一号退去強制令書に基づく執行は、その各送還部分にかぎり、東京地方裁判 所昭和四二年(行ウ)第一二一号退去強制令書発付処分取消訴訟の判決の確定に至 るまで、これを停止する。

申立費用は、第一、二審を通じてこれを二分し、その一を抗告人の負担とし、その余を相手方らの負担とする。

申立の理由

一 相手方らの本件執行停止の申立ては、すべて、本案につき理由がなく、また執行停止の必要性も認められないから失当として却下されるべきであるが、この点については、抗告人が意見書(別添)二頁から九頁九行目までにおいて述べたところであるから、これをここに引用する。

二 原決定が本件各処分につき、とりわけその収容部分についてもその執行を停止

した理由は、相手方Cの病状について考慮したのであろう。

しかし、かりに右一の抗告人の主張が認められないとしても、以下に述べるとおり相手方Cの病状から本件処分のうち各収容についてまでもその執行を停止する緊急の必要性は認め難いのである。

(イ) 相手方Cの急性肝炎ならびに低色素性貧血症は、昭和四二年九月九日本木病院を退院する際、すでに治●し、通院治療も必要としない状態になつていて、右の各疾病は、現実の収容に耐えうる程度に回復している(疏乙第一四、一五号証)。また、相手方Cのノイローゼ症状は、右疾病に関する医学的所見と同人の自覚と齟齬することから診断されたものである(疏乙第一六、一七号証)。

ひるがえつて、同人のノイローゼは、いわゆる拘禁反応に類するものではない。けだし、同人は本件退去強制処分の執行として、これまでに収容された事実はなる。したがつて、同人が本件処分を受けてきたことの審査手続から退去強制といる。したがつて、同人が本件処分を受けてもである。とは、それは自己が現実化したとしても、それは自己が現実化したといる事情によりにといる事情によりによる事情により、ないし、ないので、このことは、かりに本件処分の執行がこれにといても、である。収容されることがなくなったものと誤解しないであるが、これを強制されることがないである以上、いては、ないし、教行停止によっても、収容されることがないである。とより、教行停止によっても、収容されることがないである。とより、教行停止によっても、収容されることがないである。とより、教行停止によっても、収容されるである。とより、教行停止によっても、収容さるである。これを避けるとないのである。といて当断されなければならないのである。

右に述べたところと対比して、相手方らに対する本件処分のうち収容部分 についての執行停止の必要性について具体的に検討すれば次のとおりである。 相手方らは、本件収容によつて夫であり父であるEと離別せざるをえない こととなるが、相手方CがEと婚姻したのは、不法入国によつて、いつ何時わが国 から退去を強制されるかもしれない状態においてである。もしこのような家族関係 に配慮を及ぼした結果、本件の収容についてまでもその執行が停止されるに至つては、不法入国者は、入国後婚姻関係をもてばすべて収容すら免れる結果とならざる をえなくなる。しかしこの結果が不合理であることは多言を要しないであろう。 相手方らについては、これまで仮放免の措置がとられてきたことからも分 (2) 、相手方らの収容に客観的な支障がある限り仮放免が継続されるのであ り、右支障が消滅し一旦収容した後でも、必要に応じて再度仮放免の措置をとるこ ととし、収容によつて相手方らに不測の事態を惹き起すことのないよう十分配慮を しながらその身柄の確保(出入国管理令第五四、五五条参照)に努めているのであ る。ところが、ひと度本件収容がその執行を停止された場合には、相手方らは全く 無制限に生活、行動することができることとなり、かような事態のまま本案判決確 定に至るまで相当長期間放置することは、執行停止決定により事実上の在留を認め たのと同じ結果を招来し、場合によつては、所在不明(因みに、昭和四一年一月一 日から昭和四二年九月三〇日までの間に東京入国管理事務所管内で追跡調査が可能 な仮放免中の者の所在不明者でさえ三七名にのぼる。一疏乙第一八号証)となり 本案判決が抗告人の勝訴に確定しても本件処分の執行が不能となるおそれも否定し

えないわけである。

尤も、本件処分のうち送還部分の執行が停止されている場合には、当面退去を強制されることがないため、同時に収容の必要を疑わしめる(出入国管理令第五二条第五項)かのようであるが、たとえ近々に送還時期が到来しないとしても右の目的との関係で収容の必要性を否定しうるものでないばかりか収容自体には、前記

(ロ)で述べたとおり、わが国の全体的秩序のために不法入国者をわが国の社会生活から可能なかぎり排除しようとする目的をも有するのであるから、この意味で相手方らの収容の必要性を否定することはできないのである。

(3) 執行停止の制度には、反面事情変更による執行停止の取消しの制度が設けられている。しかし、すでに●々述べたとおり、不法入国者の強制収容には、わが国の全体的秩序に基因する目的があり、仮放免によれば法的に身柄を確保することによって暫定的にこの目的にそう措置が可能であるが、執行停止による放免にあては、その間は全く放任状態となり行政上の公的義務を果しえない結果となる。したがつて、不法入国者の収容処分は、事情変更による取消しの制度によってまかないうる性格のものではないのである。こうした点について、原決定は、不法入国者をどうするかということについての大局的配慮を欠いているのである。

三 相手方らは、原審においてわが国と朝鮮との歴史的な関係について述べ、韓国人と他の外国人を同等に取り扱うことの不合理性を主張されているが、韓国はすでに独立国として国際的に確固たる地位を有し、日韓条約締結後は、右の歴史的関係を十分考慮した同条約によつて韓国人の法的地位が確立されているのである。したがつて、右条約によつて利益を享受しえない不法入国者について、更に右の歴史的、特殊的配慮を及ぼさなければならない社会的理由はないのである。即ち、右条約によつて利益を受けうる者以外は、他の外国人一般と同様に取り扱われるのが当然といわなければならないのである。

以上のとおりであるから、少くとも相手方らの収容(護送を含む。)の執行は停止されるべきではなく、この限度で原決定は変更されるべきものと考える。

以上、わが国をして不法入国者のための天国たらしめるが如き原決定は、わが国の出入国管理行政秩序を無視しわが国の法秩序の利益につき配慮していないと思われるので抗告に及ぶ次第である。